附則第二十二条第二項から第五項までを削る。

附則第二十三条中「平成二十九年度までの間」を「平成二十八年度」に改め、「第一条及び」の下に「同令附則第十六条の規定により読み替えられた、同令附則第十五条の規定により読み替えられた同令」を加え、「並びに同令附則第二十三条の規定」を削り、同条の表第一条第一項の項中「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に、「第五条第一項第一号ロ」を「第五条第一項」に、「拠出金（同号）」を「拠出金（次項第一号」に改め、同表第一条第二項の項中「第一条第二項第一号」を「第一条第二項第一号」に改め、同表

第五条第一項	法附則第二十二条
及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（以下「老人保健医療費拠出金」という。）
及び病床転換支援金	、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金

中

第五条第一項	法附則第二十二条
及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（以下「老人保健医療費拠出金」という。）
及び病床転換支援金	、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金

を

第五条第一項	法附則第二十二条
及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（以下「老人保健医療費拠出金」という。）
及び病床転換支援金	、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金

に改め、同表附則第二十三条第二項の項を削る。

附則第二十四条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」及び「。次項において同じ」を削り、同条の表を次のように改める。

第二条第一項	法附則第二十二条
第二条第一項第二号	及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（第四条第二項及び第四条の二第一項において「病床転換支援金」という。）
健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第八条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（第四条第二項及び第四条の二第一項において「病床転換支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金（第四条第二項及び第四条の二第一項において「老人保健医療費拠出金」という。）
、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金	、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金

附則第二十五条第一項中「平成二十年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、同項の表を次のように改める。

第二条第一項	法附則第二十二条の規定により読み替えられた、
第二条第一項第二号	及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）
法附則第二十二条の規定により読み替えられた法	改正令附則第七条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条
病床転換支援金の額	病床転換支援金の額並びに改正令附則第九条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条の規定により読み替えられた法附則第七条第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（以下「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」という。）
及び病床転換支援金の納付	、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金の納付
第四条第二項第二号イ及び第四条の二第一項第一号ロ(1)	
病床転換支援金の額	病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額
附則第三条第一項	法附則第二十二条の規定により読み替えられた法附則第七条第一項の
附則第三条第一項第一号	法附則第二十二条
附則第三条第一項第二号	病床転換支援金の額
附則第三条第二項	法附則第二十二条

第二条第一項	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この項及び附則第三条において「改正令」という。）附則第九条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条の規定により読み替えられた、
第二条第一項第二号	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金（第四条第二項及び第四条の二第一項において「老人保健医療費拠出金」という。）
法附則第二十二条の規定により読み替えられた法	改正令附則第九条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条の規定により読み
病床転換支援金の額	病床転換支援金の額並びに改正令附則第九条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条の規定により読み替えられた法附則第七条第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（以下「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」という。）
及び病床転換支援金の納付	、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金の納付
第四条第二項第二号イ及び第四条の二第一項第一号ロ(1)	
病床転換支援金の額	病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額
附則第三条第一項	改正令附則第九条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条の規定により読み替えられた法附則第七条第一項の
附則第三条第一項第一号	法附則第二十二条
附則第三条第一項第二号	病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額
附則第三条第二項	改正令附則第九条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条

附則第二十五条第二項から第五項までを削る。

附則第二十六条及び第二十七条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」を削り、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改める。